

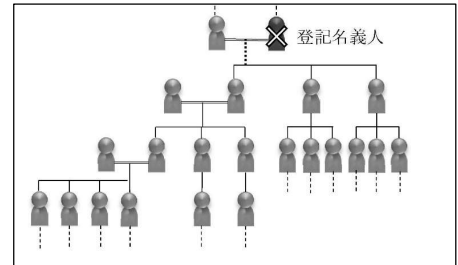
## 所有者不明農地とは

相続登記がされていないこと等により、

- 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない農地
- 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない農地となっている農地を言います。

## 所有者不明農地の問題点

農地の所有者（登記名義人）が死亡した際に、登記をそのままにしておくと、相続人全員の共有となり、その後、相続が繰り返され、共有者がねずみ算式に増えていきます。



また、以下の問題が生じています。

- 所有者不明農地の貸借のための同意をとるため、農地の所有者（又は相続人）の探索に多くの時間と費用が必要。
- 農地が管理されないことによる、周辺農地に悪影響が発生。

## 対応策

### 【所有者不明農地制度】

所有者不明農地であっても、全ての相続人を調べることなく、簡易な手法（農業委員会による探索・公示手続き）で最長40年間借りることができる制度があります。

制度の活用にあたっては、条件等がありますので、詳しくは、農林水産省ホームページ、又は、農業委員会にご相談ください。



農林水産省ホームページ「所有者不明農地の活用について」 →

## 農地を相続したら、法務局での登記と農業委員会への届出をしましょう！

農地だけでなく所有者不明の土地全般において、管理されず放置され隣接する土地への悪影響等が発生し、さまざまな問題が生じています。高齢化の進展による相続機会の増加等により、今後ますます深刻化するおそれがあるため、令和6年4月1日から「相続登記の申請が義務化」されていますので、注意してください。

また、相続登記の申請義務化の前から、農地を相続したときは、農業委員会への届出が義務付けられていますので、忘れずに農地が所在する市町村農業委員会に届出をしましょう！



法務省ホームページ  
「相続登記の  
申請義務化特設ページ」



登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

農家の皆さま・農地を相続した方へ

**農地**を**相続**したときは、**届出**が**必要**です！

(農地法第3条の3)

例)〇〇市町村農業委員会 連絡先 09XX-XX-XXXX